



県章

# 滋賀県公報

令和3年(2021年)  
8月27日  
第235号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

- 木材業者の登録(森林政策課) ..... 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課) ..... 1
- 保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課) ..... 2
- 道路の供用開始(道路保全課) ..... 3

### ○ 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課) ..... 3
- 令和3年度前期技能検定3級早期合格者公告(労働雇用政策課) ..... 3

### ○ 公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告(生活安全企画課) ..... 7

## 告 示

### 滋賀県告示第470号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および滋賀県湖北森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和3年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

地方機関名	木材業者	
	住所	氏名
湖北森林整備事務所	長浜市高月町高月611-1	株式会社高山 代表取締役 高山満

### 滋賀県告示第471号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

令和3年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (i) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第472号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

令和3年8月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 近江八幡市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および近江八幡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第473号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和3年8月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第474号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和3年8月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
さふ谷薬局	東近江市宮川町244-908	薬局	令和3.8.31

滋賀県告示第475号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支

援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和3年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
さふ谷薬局	東近江市宮川町244-908	薬局	令和3.8.31

滋賀県告示第476号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年8月27日から令和3年9月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
松尾寺豊郷線	犬上郡豊郷町大字沢字堂前452番地先から 犬上郡豊郷町大字沢字沢423番3地先まで	令和3.8.27 9時	L=184.1m

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和3年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス長浜祇園店 長浜市祇園町300番ほか
- 2 意見の概要 長浜市からの意見  
早朝の騒音にご留意ください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

(2) 縦覧期間 令和3年8月27日から令和3年9月27日まで

令和3年度前期技能検定3級早期合格者公告

令和3年度前期技能検定3級早期の合格者は、次のとおりである。

令和3年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

3級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
園芸装飾	室内園芸装飾	A 甲0001	21-3-103-25-0001
		A 甲0002	21-3-103-25-0002
		A 甲0003	21-3-103-25-0003
造園	造園工事	A 甲0001	21-3-062-25-0001
		A 甲0002	21-3-062-25-0002
		A 甲0003	21-3-062-25-0003
		A 甲0004	21-3-062-25-0004
		A 甲0005	21-3-062-25-0005

		A 甲0006	21-3-062-25-0006	
		A 甲0007	21-3-062-25-0007	
		A 甲0008	21-3-062-25-0008	
		A 甲0009	21-3-062-25-0009	
		A 甲0010	21-3-062-25-0010	
		A 甲0011	21-3-062-25-0011	
		A 甲0012	21-3-062-25-0012	
		A 甲0013	21-3-062-25-0013	
		A 甲0014	21-3-062-25-0014	
機械加工	普通旋盤	A 甲0001	21-3-006-25-0001	
		A 甲0002	21-3-006-25-0002	
		A 甲0003	21-3-006-25-0003	
		A 甲0004	21-3-006-25-0004	
		A 甲0005	21-3-006-25-0005	
		A 甲0006	21-3-006-25-0006	
		A 甲0009	21-3-006-25-0007	
		A 甲0016	21-3-006-25-0008	
		A 甲0023	21-3-006-25-0009	
		A 甲0025	21-3-006-25-0010	
		A 甲0026	21-3-006-25-0011	
		A 甲0031	21-3-006-25-0012	
		A 甲0032	21-3-006-25-0013	
		A 甲0033	21-3-006-25-0014	
	A 甲0034	21-3-006-25-0015		
	A 甲0035	21-3-006-25-0016		
	A 甲0036	21-3-006-25-0017		
	C0001	21-3-006-25-0018		
	C0003	21-3-006-25-0019		
		数値制御旋盤	A 甲0001	21-3-006-25-0020
			A 甲0002	21-3-006-25-0021
			A 甲0003	21-3-006-25-0022
			A 甲0004	21-3-006-25-0023
			A 甲0005	21-3-006-25-0024
			A 甲0006	21-3-006-25-0025
			A 甲0009	21-3-006-25-0026
			A 甲0011	21-3-006-25-0027
			A 甲0013	21-3-006-25-0028
			A 甲0015	21-3-006-25-0029
			A 甲0016	21-3-006-25-0030
			A 甲0017	21-3-006-25-0031
		A 甲0018	21-3-006-25-0032	
		A 甲0020	21-3-006-25-0033	
		A 甲0023	21-3-006-25-0034	
		A 甲0024	21-3-006-25-0035	
		A 甲0025	21-3-006-25-0036	
	フライス盤	A 甲0001	21-3-006-25-0037	
		A 甲0004	21-3-006-25-0038	
		A 甲0006	21-3-006-25-0039	

		A 甲0007	21-3-006-25-0040
		A 甲0010	21-3-006-25-0041
		C0001	21-3-006-25-0042
		C0003	21-3-006-25-0043
		C0004	21-3-006-25-0044
		C0005	21-3-006-25-0045
		C0006	21-3-006-25-0046
		C0007	21-3-006-25-0047
	平面研削盤	A 甲0001	21-3-006-25-0048
		A 甲0002	21-3-006-25-0049
		A 甲0003	21-3-006-25-0050
		A 甲0004	21-3-006-25-0051
		A 甲0005	21-3-006-25-0052
	マシニングセンタ	A 甲0001	21-3-006-25-0053
		A 甲0003	21-3-006-25-0054
		A 甲0005	21-3-006-25-0055
		A 甲0006	21-3-006-25-0056
		A 甲0008	21-3-006-25-0057
		A 甲0009	21-3-006-25-0058
		A 甲0010	21-3-006-25-0059
		A 甲0011	21-3-006-25-0060
		A 甲0012	21-3-006-25-0061
		A 甲0013	21-3-006-25-0062
		A 甲0014	21-3-006-25-0063
		C0001	21-3-006-25-0064
		C0002	21-3-006-25-0065
		C0003	21-3-006-25-0066
仕上げ	機械組立仕上げ	A 甲0001	21-3-012-25-0001
		C0002	21-3-012-25-0002
		C0003	21-3-012-25-0003
機械検査	機械検査	A 甲0001	21-3-013-25-0001
		A 甲0003	21-3-013-25-0002
		A 甲0005	21-3-013-25-0003
		A 甲0006	21-3-013-25-0004
		A 甲0008	21-3-013-25-0005
		A 甲0009	21-3-013-25-0006
		A 甲0010	21-3-013-25-0007
		A 甲0011	21-3-013-25-0008
		A 甲0012	21-3-013-25-0009
		A 甲0013	21-3-013-25-0010
		A 甲0014	21-3-013-25-0011
		A 甲0015	21-3-013-25-0012
		A 甲0016	21-3-013-25-0013
		A 甲0017	21-3-013-25-0014
		A 甲0018	21-3-013-25-0015
		A 甲0019	21-3-013-25-0016
		A 甲0020	21-3-013-25-0017
		A 甲0022	21-3-013-25-0018

A 甲0023	21-3-013-25-0019
A 甲0024	21-3-013-25-0020
A 甲0025	21-3-013-25-0021
A 甲0026	21-3-013-25-0022
A 甲0029	21-3-013-25-0023
A 甲0031	21-3-013-25-0024
A 甲0033	21-3-013-25-0025
A 甲0035	21-3-013-25-0026
A 甲0036	21-3-013-25-0027
A 甲0037	21-3-013-25-0028
A 甲0039	21-3-013-25-0029
A 甲0040	21-3-013-25-0030
A 甲0041	21-3-013-25-0031
A 甲0042	21-3-013-25-0032
A 甲0043	21-3-013-25-0033
A 甲0044	21-3-013-25-0034
A 甲0045	21-3-013-25-0035
C0001	21-3-013-25-0036
C0002	21-3-013-25-0037
C0004	21-3-013-25-0038
C0005	21-3-013-25-0039
C0006	21-3-013-25-0040
C0008	21-3-013-25-0041
C0009	21-3-013-25-0042
C0010	21-3-013-25-0043
C0011	21-3-013-25-0044
C0012	21-3-013-25-0045
C0014	21-3-013-25-0046
C0015	21-3-013-25-0047
C0016	21-3-013-25-0048
C0017	21-3-013-25-0049
C0018	21-3-013-25-0050
C0019	21-3-013-25-0051
C0020	21-3-013-25-0052
C0021	21-3-013-25-0053
C0022	21-3-013-25-0054
C0023	21-3-013-25-0055
C0024	21-3-013-25-0056
C0025	21-3-013-25-0057
C0026	21-3-013-25-0058
C0027	21-3-013-25-0059
C0031	21-3-013-25-0060
C0032	21-3-013-25-0061
C0033	21-3-013-25-0062
C0034	21-3-013-25-0063
C0035	21-3-013-25-0064
C0037	21-3-013-25-0065
C0038	21-3-013-25-0066

		C0039	21-3-013-25-0067
		C0040	21-3-013-25-0068
		C0041	21-3-013-25-0069
		C0042	21-3-013-25-0070
		C0043	21-3-013-25-0071
		C0044	21-3-013-25-0072
		C0045	21-3-013-25-0073
		C0046	21-3-013-25-0074
		C0047	21-3-013-25-0075
		C0049	21-3-013-25-0076
		C0051	21-3-013-25-0077
		C0052	21-3-013-25-0078
電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲0003	21-3-015-25-0001
		A 甲0005	21-3-015-25-0002
		A 甲0006	21-3-015-25-0003
		A 甲0007	21-3-015-25-0004
		A 甲0008	21-3-015-25-0005
建築大工	大工工事	A 甲0004	21-3-038-25-0001
		C0001	21-3-038-25-0002
フラワー装飾	フラワー装飾	A 甲0002	21-3-119-25-0001
		A 甲0003	21-3-119-25-0002
		A 甲0004	21-3-119-25-0003
		A 甲0005	21-3-119-25-0004
		A 甲0006	21-3-119-25-0005
		A 甲0007	21-3-119-25-0006
		A 甲0008	21-3-119-25-0007
		A 甲0009	21-3-119-25-0008
		A 甲0010	21-3-119-25-0009
		A 甲0011	21-3-119-25-0010
		A 甲0012	21-3-119-25-0011
		A 甲0013	21-3-119-25-0012
		A 甲0014	21-3-119-25-0013
		A 甲0015	21-3-119-25-0014
		A 甲0016	21-3-119-25-0015
		A 甲0017	21-3-119-25-0016

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習・追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和3年8月27日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

- 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)
- 2 講習日時
  - (1) 新規取得講習 令和3年10月6日(水)から同月13日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
  - (2) 追加取得講習 令和3年10月11日(月)および同月12日(火)の午前9時から午後5時まで
- 3 修了考査 新規取得講習については令和3年10月14日(木)午前9時から100分間、追加取得講習については同日午

前9時から35分間

4 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター

5 受講定員 新規取得講習および追加取得講習を合わせて30人

6 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項

7 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

8 受付期間 令和3年9月3日(金)から同月13日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第締め切る。

9 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署

10 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。

(1) 新規取得講習の場合

ア 7(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書

イ 7(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し

ウ 7(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 7(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し

オ 7(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習の場合

ア 7(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書

イ 7(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し

ウ 7(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 7(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し

オ 7(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書



- 11 受講料 申込時に、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。
- 12 携行品 筆記具および警備業関係法令集を持参すること。
- 13 集合時間等 集合時間等の詳細については、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 14 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 15 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231)または各警察署の生活安全課
- 16 その他 新型コロナウイルス感染症の影響により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

